

資本制度の改正について

(地方公営企業法第32条、第32条の2の改正)

	資本金の処分	資本剰余金の処分	利益の処分
現行	不可	政令で定める場合 を除き不可	積立義務のほか 議決により可能
改正案	議決により可能	条例又は議決 により可能	条例又は議決 により可能

【地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）（抄）】

4 その他の義務付け・枠付けの見直し

(2) 地方公営企業法（昭27法292）

- ・利益の処分に伴う減債積立金等の積立義務（32条1項）、減債積立金等の使途に係る規定（同条3項、4項）、資本剰余金の源泉別の積立に係る規定（同条5項）及び資本剰余金の使途に係る規定（同条6項）は、廃止し、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。また、議会の議決を経て、資本金の額の減少を行うことができることとする。
- ・欠損の処理の規定（32条の2）のうち繰越しに係る政令委任規定は、廃止する。

【今後のスケジュール】

- 地方分権改革推進計画に基づき通常国会に提出される予定である「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により所要の法律改正を行う。

※ 施行期日は、平成23年4月1日。

(参考)

- 会計基準の見直しについても、平成22年度に所要の政省令改正を行い、2年から3年程度の移行期間を設けた上で、新たな基準を導入する。